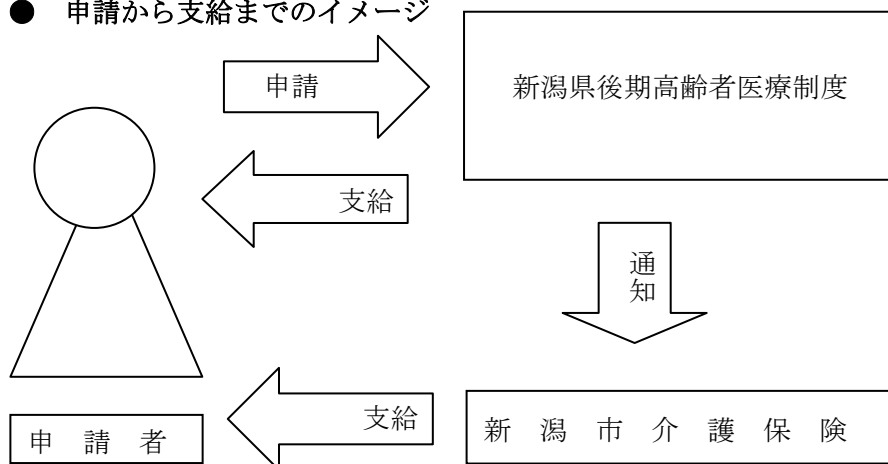


● 申請から支給までのイメージ



新潟県後期高齢者医療制度と新潟市介護保険で支給額を按分し、各保険者から支給します。

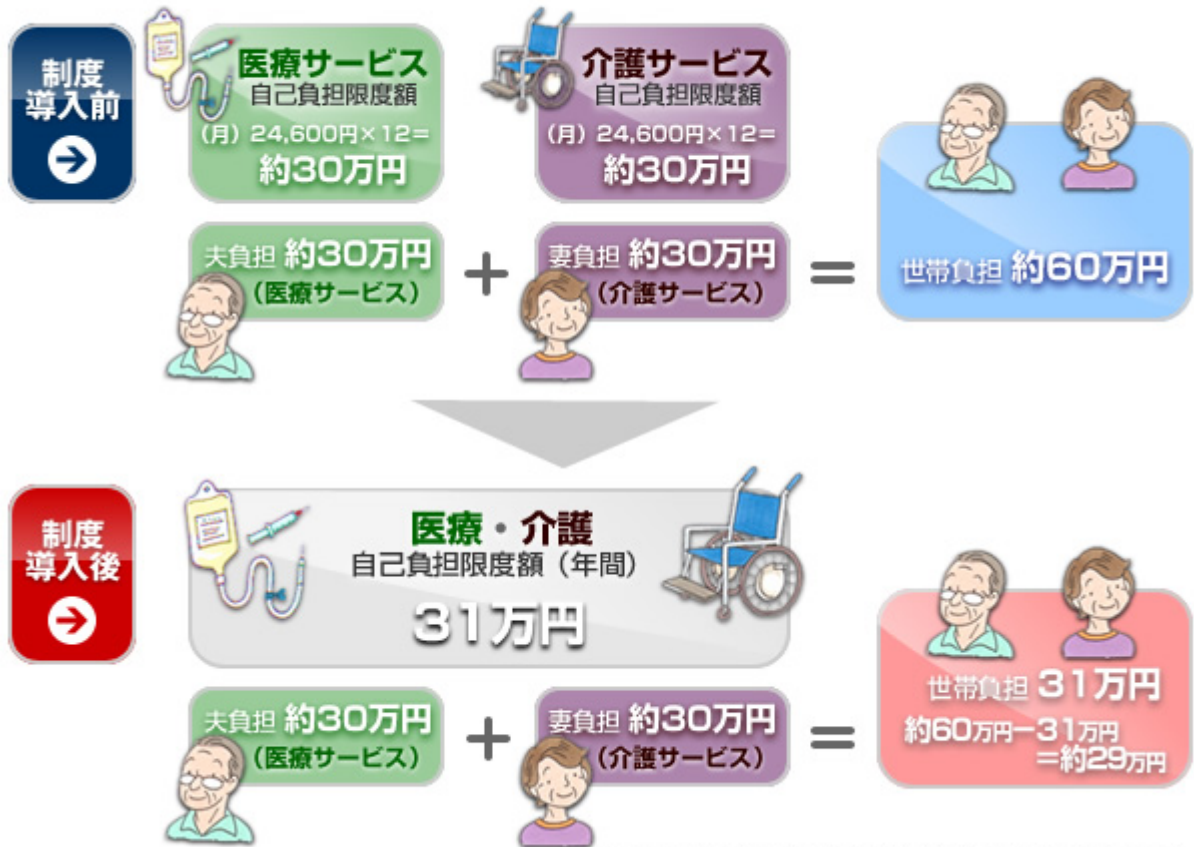
● 計算方法

1. 基準日（毎年7月31日）時点で加入している医療保険ごとに計算します。
2. 基準日における限度額区分を適用します。
3. 計算期間内にかかった全ての自己負担額が対象です。
4. 世帯の後期高齢者医療制度加入者全員の自己負担額を合算します。
5. 後期高齢者医療制度・介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合は対象になりません。
6. 食事代、パジャマ代、差額ベッド代など、保険診療以外にかかった費用は対象外です。
7. 高額療養費が支給される場合は、支給額相当分を控除したなお残る負担額が対象です。
8. 医療費と介護費を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた場合、超えた分を支給します。支給額は、医療保険と介護保険で按分し、それぞれの保険者から支給します。

● 下記を持参の上、各窓口に申請して下さい。

後期高齢者医療被保険者証・介護保険証・印鑑・振込先口座の分かるもの
代理の方が申請される場合は代理人の身分証・印鑑も持参ください。

支給例（75歳以上年金収入のみの方）



※ 申請により差額の約29万円が支給されることとなります。